



**日 本 非 核 宣 言
自 治 体 協 議 会**

National Council of Japan Nuclear Free Local Authorities

日本非核宣言自治体協議会とは

非核宣言自治体とは、平和を希求し核兵器廃絶や非核三原則の遵守などを求める内容の自治体宣言や議会決議を行った自治体のことです。

1980年に英国のマンチェスター市が行った宣言が、非核宣言自治体を世界に広める契機となりました。自らのまちを非核兵器地帯であると宣言し、他の自治体にも同じような宣言をするように求めると、多くの英国内の自治体が賛同し、やがて宣言運動は世界に広がりました。

日本でも非核宣言を行う自治体が増加し、1984年に広島県府中町で日本非核宣言自治体協議会が設立されました。

設立の趣旨は「核戦争による人類破滅の危機から、住民一人ひとりの生命とくらしを守り、現在および将来の国民のために、世界恒久平和の実現を世界の自治体に呼びかけ、その輪を広げるために努力する」というものでした。

現在の非核宣言自治体数及び本協議会加盟数についてはホームページに掲載しています。

加 入 メ リ ッ ト

加入すると、こんなメリットがあります

●会員自治体同士が連携し、国内外に向けたアピール活動を行います

総会におけるアピール文の決議、北東アジア非核兵器地帯構想の実現に向けた働きかけ、核実験等への抗議

●会員自治体の人材育成を支援します

研修会、核軍縮に関する書籍の配布、親子記者事業

●会員自治体の平和活動を支援します

巡回原爆展セットの貸出、ミニミニ原爆展ポスターの配布、平和と学びポスター（低・高学年用）・小冊子の配布、核兵器禁止条約リーフレットの配布、北東アジア非核兵器地帯構想パンフレットの配布、被爆樹木の配布、平和事業（出張講座等）への講師派遣、講演会等支援事業

事業概要

1 総 会

毎年1回、会員自治体が一同に会する総会を開催し、会員自治体の連携強化を図ります。また、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現に向けた決議文を作成し、国内外に発出しています。

2 研 修 会

専門家による講演や会員自治体による平和の取組みの発表、フィールドワークなどを行い、自治体の平和事業推進のための支援や市民の平和意識の普及・啓発を図ります。



フィールドワーク



会員自治体の平和の取組みの発表

3 調査・研究

全国の自治体の非核宣言や平和の取組みの実施状況を調査しています。また、世界の核軍縮に関する動向を分かりやすく解説した資料集を配布しています。

4 親子記者

次世代の平和活動の担い手を育成するため、会員自治体の小学生とその保護者を長崎に派遣し、平和祈念式典や平和活動に取り組む人取材し、おやこ新聞を作成します。おやこ新聞は会員自治体に配布するほか、ホームページに掲載し、親子記者の取組みを広く発信しています。



親子記者取材の様子



おやこ新聞

5 原爆展

被爆の実相を広く伝えるために、写真パネルやポスターセットを作成し、会員自治体での原爆展の開催を支援しています。

(1) 巡回原爆展

(パネル17枚、ポスター30点、図書、DVD)

「核兵器と戦争に関する16の問い展」と題し、当時の状況を想像したり一緒に考えたりしながら、核兵器や戦争について関心を持つきっかけづくりに繋げるための内容で、パネル、ポスター、図書、DVDをセットにして貸出しています。



巡回原爆展パネル

(2) ミニミニ原爆展

(ポスター22枚) ※日本語のほか11か国対応

広島・長崎の被爆当時の写真などを小スペースで展示可能なサイズのポスターにして、希望する自治体に配布しています。



ミニミニ原爆展ポスターの展示風景

(3) 平和と学びポスター（低・高学年用）及びみんなで作るへいわハンドブック（小冊子）

小学校の児童が戦争と被爆の実相や平和の尊さについて親しみやすく学べるよう、写真・イラストを用いたポスターを配布しています。また、小冊子は低学年用ポスターを見学した児童が改めて復習することができる内容となっています。



みんなで作るへいわハンドブック



平和と学びポスター



平和と学びポスターの展示風景

6 平和発信

本協議会の活動を広く周知し、より多くの人に平和の取組みへの関心を持ってもらうため、各種事業等をホームページやFacebook、リーフレットなどを用いて情報発信を行っています。また、被爆樹木を配布し平和意識の啓発を図っています。このほか、臨界前核実験を含むすべての核実験に対し、その実施国に抗議文を発送しています。

北東アジア非核兵器地帯の創設に向けて

核兵器廃絶への取組みの一環として呼びかけている、「北東アジア非核兵器地帯」の創設について解説したパンフレットを配布しています。

北東アジア非核兵器地帯の創設に向けて

日本非核宣言自治体協議会

非核兵器地帯の特徴

非核兵器地帯とは、次の3つの重要な要素が揃っています。

- 1) 核兵器の存在と不拡散
- 2) 強制的資金凍結 (NSA)
- 3) 参加国の同意

非核兵器地帯創設までの流れ

採択

署名

批准

現在ある非核兵器地帯

1) 南太平洋条約 (アジア非核兵器地帯条約)

2) パシフィック条約 (東南アジア非核兵器地帯条約)

核兵器が禁止されたってホント？

ギモンを持とう。一緒に考えよう。

Q1 核兵器禁止条約って何？

Q2 作られた条約がなぜ禁止されたの？

Q3 条約が発効して何が変わったの？

Q4 新約会議が開かれたと聞くけど？

Q5 条約に反対する国は何と書いているの？

Q6 日本はなぜ署名しないの？

Q7 でもロシアのウクライナ侵襲もあって怪くない？

Q8 条約に賛成する国は多いけど、賛成しない国もいるの？

Q9 自治体でもできる取組は？

素朴なギモン Q&A

核兵器禁止条約についてよくわかるように解説したリーフレットを配布しています。また、条約発効に至る経緯や、その後の動きを含め、内容を詳しく解説したデジタルパンフレットをホームページに掲載しています。

核兵器禁止条約リーフレット・デジタルパンフレット

核兵器禁止条約について一問一答形式でわかりやすく解説したリーフレットを配布しています。また、条約発効に至る経緯や、その後の動きを含め、内容を詳しく解説したデジタルパンフレットをホームページに掲載しています。

7 平和啓発

● 平和事業（出張講座等）への講師派遣

会員自治体が主催する平和関連行事に、平和教育を実践している大学生や、被爆者の体験を語り継ぐ活動をしている講話者を派遣しています。

● 講演会等開催支援事業

会員自治体が発行する平和事業に講師を招へいする際の、経費の一部を助成します。



▲ 出前講座

8 その他記念事業

5年おきに米国・ニューヨークで開催されている核不拡散条約（NPT）再検討会議に代表団を派遣し、現地でアピール活動を行っているほか、設立の節目となる年に記念事業を行ったり、記念冊子を作成したりしています。



被爆・戦後75年記念誌



設立35周年記念事業



NPT再検討会議への代表者派遣

加 入 に つ い て

加入資格、手続き、年会費

加入資格

非核宣言を行った地方自治体（都道府県・市・特別区・町・村）であれば加入できます。非核宣言については、自治体が行った宣言でも議会決議でも構いません。

加入手続き

所定の加入申込書（ホームページに掲載）を事務局へ提出ください。

年会費

本協議会の事業は、会員自治体の会費(分担金)により実施しており、その額は自治体の規模に応じて次のとおり定めています。

- | | |
|------------------|---------|
| (1) 都道府県及び政令指定都市 | 80,000円 |
| (2) 5万人以上の市及び特別区 | 60,000円 |
| (3) 5万人未満の市及び特別区 | 40,000円 |
| (4) 町・村 | 20,000円 |



日本非核宣言自治体協議会

事務局：長崎市平和推進課

所在地 〒852-8117 長崎市平野町7番8号
(長崎原爆資料館内)

電話番号 095-844-9923

ファックス 095-846-5170

電子メール info@nucfreejapan.com



ホームページ



Facebook